

# 参考資料

1. 長崎県福祉保健審議会条例
2. 長崎県福祉保健審議会運営要領（抜粋）
3. 長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会委員名簿



# 参考資料

## 1. 長崎県福祉保健審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき長崎県福祉保健審議会（以下「審議会」という。）を置き、社会福祉法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会は、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、同法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、前項に規定する事項のほか、老人等の保健に関する事項（法令又は他の条例の規定により審議会以外の機関で調査審議することとされている事項を除く。）を調査審議できるものとする。

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員が調査審議する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、当該臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(非常勤)

第7条 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則 (平成12年条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(長崎県社会福祉審議会の特例を定める条例の廃止)
- 2 長崎県社会福祉審議会の特例を定める条例(昭和61年長崎県条例第1号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に長崎県社会福祉審議会の委員に任命されている者は、その任期が終わるまでの間は、審議会の委員に任命されたものとみなす。

附 則 (平成13年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 長崎県福祉保健審議会運営要領（抜粋）

---

（目的）

第1条 この運営要領は、長崎県福祉保健審議会条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、長崎県福祉保健審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（副委員長）

第2条 審議会に、副委員長1名を置き、条例第4条に規定する委員をもって、これにあてる。

（定数）

第3条 審議会の委員は、50人以内で組織する。

（専門分科会）

第4条 審議会に次の専門分科会を置き、それぞれに規定する数の委員で構成する。

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (1) 身体障害者福祉専門分科会  | 13人以内の委員及び臨時委員 |
| (2) 高齢者専門分科会      | 15人以内の委員及び臨時委員 |
| (3) 児童福祉専門分科会     | 13人以内の委員及び臨時委員 |
| (4) 民生委員審査専門分科会   | 10人以内の委員       |
| (5) 福祉保健総合計画専門分科会 | 15人以内の委員及び臨時委員 |

2 専門分科会が調査審議する事項は、次のとおりとする。

ただし、部会で調査審議することが別に定められている事項については、専門分科会全体での審議は行わない。

(1) 身体障害者福祉専門分科会

- ①身体及び知的障害児（者）福祉に関する事項
- ②第1種社会福祉事業施設のうち障害者支援施設及び障害児施設並びに保護施設（併設する第2種社会福祉事業施設を含む。）の設置及び拡充に関する事項

(2) 高齢者専門分科会

- ①高齢者福祉保健に関する事項
- ②第1種社会福祉事業施設のうち老人福祉施設（併設する第2種社会福祉事業施設を含み、定員29人以下の特別養護老人ホームを除く。）の設置及び拡充に関する事項（医療療養病床又は介護療養病床からの転換によるものを除く。）
- ③老人保健施設及び介護医療院の設置及び拡充に関する事項（医療療養病床又は介護療養病床からの転換によるものを除く。）

④介護保険に関する事項

(3) 児童福祉専門分科会

- ①児童福祉並びに母子福祉及び寡婦福祉に関する事項
- ②第1種社会福祉事業施設のうち第1号に掲げる以外の児童福祉施設（併設する第2種社会福祉事業施設を含む。）及び婦人保護施設の設置及び拡充に関する事項
- ③保育所の設置に関する事項（中核市が所管する保育所及び市町が設置する保育所を除く。）

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 福祉保健総合計画専門分科会

福祉保健総合計画に関する事項

3 第1項に定める専門分科会以外の専門分科会が必要と認められる場合は、設置期間を限定して臨時の専門分科会を設置することができる。

4 専門分科会に副専門分科会長1名を置き、条例第6条第4項に規定する委員をもってこれにあてる。

(部会)

第5条 高齢者専門分科会に老人福祉施設部会及び老人保健施設・介護医療院部会を置く。

2 老人福祉施設の設置及び拡充に関する事項については老人福祉施設部会、老人保健施設及び介護医療院の設置及び拡充に関する事項については老人保健施設・介護医療院部会で調査審議するものとする。

3 児童福祉専門分科会に子どもの権利擁護・措置・検証部会を置き、こども・女性・障害者支援センターが行う措置等、児童虐待による死亡事例等の検証、里親の認定等及び子どもの意見表明に関して調査審議する。

4 審査部会以外の部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

5 第1項及び第3項に規定する部会に部会長を置き、各部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第6条 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

2 部会は部会長が招集する。

3 専門分科会は、適当と認められるときは、書面による審査を行うことにより会議に代えることができる。

4 審査部会及び子どもの権利擁護・措置・検証部会は、やむをえない事由があるときは、文書をもってそれぞれの部会の委員の意見を求めることにより会議に代えることができる。

5 審議会、専門分科会及び部会の会議は、委員長、専門分科会長及び部会長がそれぞれ議長となる。

6 専門分科会及び部会の会議については、条例第5条第3項から第5項までの規定を準用する。

(議事参加の特例)

第7条 委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その調査審議及び議決に参加することができない。

ただし、所属する専門分科会又は部会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 委員は、前項に規定する利害関係があると認められるときは、専門分科会又は部会にそ

の旨申し出なければならない。この場合において、専門分科会及び部会は当該利害関係の有無を決定するものとする。

(決議の特例)

第 8 条 審議会から附託された調査審議事項については、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会及び審査部会以外の部会の決議についても、これをもって審議会の決議とすることができる。

(会議の非公開)

第 9 条 専門分科会及び部会において次の事項を調査審議するときは、非公開とする。

- (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 2 項の規定による医師の指定
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定
- (3) 里親の認定
- (4) 子どもの意見表明に関する事項
- (5) 民生委員の適否
- (6) 社会福祉施設、老人保健施設及び介護医療院設置の適否
- (7) その他専門分科会又は部会長が必要と認める事項

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、福祉保健課において総括する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課等が処理するものとする。

- |   |                    |
|---|--------------------|
| (1) 身体障害者福祉専門分科会及び同分科会審査部会                        | 障害福祉課              |
| (2) 高齢者専門分科会、同分科会老人福祉施設部会<br>及び同分科会老人保健施設・介護医療院部会 | 長寿社会課              |
| (3) 児童福祉専門分科会                                     | こども家庭課             |
| (4) 児童福祉専門分科会子どもの権利擁護・措置・検証部会                     |                    |
| ①措置等に関すること  | 長崎こども・女性・障害者支援センター |
| ②児童虐待による死亡事例等の検証に関すること                            | こども家庭課             |
| ③里親の認定等に関すること                                     | こども家庭課             |
| ④子どもの意見表明に関すること                                   | こども家庭課             |
| (5) 民生委員審査専門分科会                                   | 福祉保健課              |
| (6) 福祉保健総合計画専門分科会                                 | 福祉保健課              |

附 則

この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 4 年 8 月 10 日から適用する。

### 3. 長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会委員名簿

(令和6年2月16日現在)

団体・機関名等	役職名	氏名	備考
一般社団法人 長崎県介護福祉士会	会長	有村 俊男	
長崎県退職者連合	会長	池田 篤	
一般社団法人 長崎県老人保健施設協会	副会長	石田 一美	
公益社団法人 長崎県理学療法士協会	会長	大山 盛樹	
一般社団法人 長崎県作業療法士会	会長	沖 英一	
認知症のひとと家族の会・長崎県支部	代表	神原 千代子	
一般社団法人 長崎県介護支援専門員協会	会長	七種 秀樹	
社会福祉法人慈愛園 軽費老人ホーム慈愛園ケアハウス	施設長	潮谷 有二	
一般社団法人 長崎県歯科医師会	会長	渋谷 昌史	
一般社団法人 長崎県認知症グループホーム連絡協議会	会長	清水 啓宗	
公益財団法人 長崎県老人クラブ連合会	会長	瀧口 京子	
長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	辻 敏子	
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会	事務局長	鶴田 保子	
活水女子大学看護学部	教授	永田 耕司	
一般社団法人 長崎県社会福祉士会	会長	濱崎 隆広	
公益社団法人 長崎県看護協会	会長	日野出 悦子	
一般社団法人 長崎県医師会	副会長	藤井 卓	会長
長崎県老人福祉施設協議会	副会長	藤井 陽子	
一般社団法人 長崎県薬剤師会	副会長	堀 剛	
長崎県町村会	時津町福祉部長	溝上 辰雄	
一般財団法人 長崎県地域婦人団体連絡協議会	副会長	村上 智恵子	
長崎県市長会	長崎市福祉部長	山口 伸一	

(五十音順22名)

